

福岡県医発第 451 号 (地)
令和 2 年 5 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働衛生課より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました（令和 2 年 3 月 3 日付基発 0303 第 1 号通達改正）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、別添の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の

状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

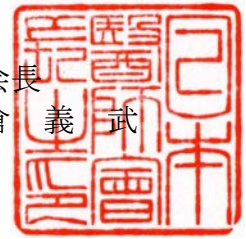
以上

令和2年4月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について、別紙のとおり、厚生労働省労働衛生課より、その周知について協力依頼がありました（令和2年3月3日付基発0303第1号通達改正）。

つきましては、これらの内容をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

（1）一般健康診断の実施に係る対応について

新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

（2）特殊健康診断の実施に係る対応について

一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、別添の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第17条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

(参考) 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）掲載アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0007.html

以上

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 2 1 日

日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（令和 2 年 3 月 11 日改正）により各都道府県労働局あて通知したところですが、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、同通知を別添のとおり改正いたしました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いいたします。なお、厚生労働省ホームページに掲載されている新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）の内容についても修正しておりますので、申し添えます。

基発 0 3 0 3 第 1 号
令和 2 年 3 月 3 日
改 正 基発 0 3 1 1 第 3 号
令和 2 年 3 月 1 1 日
改 正 基発 0 4 2 1 第 2 号
令和 2 年 4 月 2 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく
健康診断の実施等に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 3 日付け基発 0303 第 1 号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

(1) 一般健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

(2) 特殊健康診断の実施に係る対応について

法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。

「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」新旧対照表

新	旧
基 発 0 3 0 3 第 1 号 令 和 2 年 3 月 3 日 改 正 基 発 0 3 1 1 第 3 号 令 和 2 年 3 月 1 1 日 改 正 基 発 0 4 2 1 第 2 号 令 和 2 年 4 月 2 1 日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について 標記について、<u>新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年3月3日付け基発 0303 第1号（以下「通達」という。）を以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。</u>	基発0303第1号 令和2年3月3日 改 正 基発0311第3号 令和2年3月11日 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について 標記について令和2年3月3日付け基発 0303 第1号（以下「通達」という。）を<u>もって通知したところであるが、通達に基づく取扱いについて以下のとおり改正するので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。</u>

新 記	旧 記
1 事業場における健康診断の実施に係る対応について (1) 一般健康診断の実施に係る対応について 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）<u>第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 6 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</u> (2) 特殊健康診断の実施に係る対応について <u>法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石棉障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規</u>	1 事業場における健康診断の実施に係る対応について 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）<u>に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条に基づく雇入時の健康診断、第 44 条に基づく定期健康診断、第 45 条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第 66 条第 1 項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、</u> ① <u>雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合</u> ② <u>定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が 1 年以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合</u> ③ <u>特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び 6 月以内ごとに 1 回、定期に行われていない場合</u> <u>については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、実施時期を延期して差し支えないこととする。</u> <u>なお、この対応は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のとおりとする。</u>

新	旧
<u>則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく健康診断、法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断並びにじん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断の実施については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、健康診断の会場の換気の徹底、これらの健康診断の受診者又は実施者が触れる可能性がある物品・機器等の消毒の実施、1 回の健康診断実施人数の制限をする等により、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があること。</u> <u>ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和 2 年 6 月末までの間、上記の健康診断の実施時期を延期して差し支えないこととする。</u> 2 安全委員会等の開催に係る対応について 法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和 2 年 <u>6</u> 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。	2 安全委員会等の開催に係る対応について 労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 <u>5</u> 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。